

政令第 号（抜粋）

森林法施行令の一部を改正する政令

（中略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十七年四月一日前に森林法の一部を改正する法律による改正前の森林法第百八十七条第一項に規定する林業専門技術員又は林業改良指導員であつた者についてのこの政令による改正後の森林法施行令第九条の規定の適用については、同条中「林業普及指導員」とあるのは、「林業普及指導員若しくは森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の法第百八十七条第一項に規定する林業専門技術員若しくは林業改良指導員」とする。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第三条 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ト中「林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改める。